



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1267 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定

(薬務課) 1

告 示

和歌山県告示第1267号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成30年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 知事監視製品

- (1) 次の写真を付して、「DEVIL」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (2) 次の写真を付して、「xxxxリキッド」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (3) 次の写真に示すとおり、「濡愛パウダー」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (4) 次の写真に示すとおり、「天照大神」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (5) 次の写真を付して、「thunder」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (6) 次の写真に示すとおり、「直入」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (7) 次の写真に示すとおり、「ゴメオ狂」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (8) 次の写真に示すとおり、「キメチン」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (9) 次の写真に示すとおり、「トロトロ失神」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (10) 次の写真に示すとおり、「Hyper Star」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (11) 次の写真に示すとおり、「illmatic.sex」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (12) 次の写真に示すとおり、「SUPER SEX FIRE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (13) 次の写真に示すとおり、「dangerous men」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (14) 次の写真に示すとおり、「SEX machine」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (15) 次の写真に示すとおり、「麻蜜」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (16) 次の写真に示すとおり、「淫乱MAX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (17) 次の写真に示すとおり、「ゆるケツ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (18) 次の写真に示すとおり、「ぐちょぐちょ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (19) 次の写真を付して、「MP12 スパイラルプレミアム Vr2 ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (20) 次の写真を付して、「MP12 スパイラルプレミアム Vr2 ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (21) 次の写真を付して、「MP12 スパイラルプレミアム Vr2 ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (22) 次の写真を付して、「MP27 Research chemical H Vr2」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (23) 次の写真を付して、「MP27 Research chemical H Vr2」の名称で販売される製品であって、その内

容物が粉末のもの。

- (24) 次の写真を付して、「MP27 Research chemical H Vr2」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (25) 次の写真を付して、「MP38 スピードメス Vr2」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (26) 次の写真を付して、「MP38 スピードメス Vr2」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (27) 次の写真を付して、「MP38 スピードメス Vr2」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (28) 次の写真に示すとおり、「アクメ無双」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (29) 次の写真に示すとおり、「BLACK 帝王 Emperor」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (30) 次の写真に示すとおり、「たちねこCocktail」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (31) 次の写真に示すとおり、「男弾」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (32) 次の写真に示すとおり、「Fu*k Man」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (33) 次の写真に示すとおり、「Viva Pussy」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (34) 次の写真に示すとおり、「BED BULL」と表示のある製品であって、その内容物が固体のもの。
- (35) 次の写真に示すとおり、「悶濡皆伝」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (36) 次の写真に示すとおり、「KAMA Blended」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (37) 次の写真に示すとおり、「XXXL」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (38) 次の写真に示すとおり、「欲情Poison」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (39) 次の写真に示すとおり、「愛欲花」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (40) 次の写真に示すとおり、「鬼気痴」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (41) 次の写真に示すとおり、「善がり姫」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (42) 次の写真に示すとおり、「SEX ZETT」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (43) 次の写真に示すとおり、「MAGNUM EX」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (44) 次の写真に示すとおり、「雷痴」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (45) 次の写真に示すとおり、「Cherry Boy Weapon」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (46) 次の写真に示すとおり、「蠍王」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (47) 次の写真に示すとおり、「昇鳥」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (48) 次の写真に示すとおり、「貝潤」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (49) 次の写真に示すとおり、「穴海月」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (50) 次の写真に示すとおり、「イク三郎」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (51) 次の写真を付して、「イキっぱなしGerman」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (52) 次の写真に示すとおり、「Masturbater」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (53) 次の写真に示すとおり、「Acme Booster」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (54) 次の写真に示すとおり、「RODYY Power Night」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (55) 次の写真に示すとおり、「ana magic」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (56) 次の写真に示すとおり、「乙女の雫」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (57) 次の写真に示すとおり、「ぴゅ～壺」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

- (58) 次の写真に示すとおり、「昇雲」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (59) 次の写真に示すとおり、「GOD Lv16」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (60) 次の写真に示すとおり、「FLY limited」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (61) 次の写真に示すとおり、「Petting Prism」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (62) 次の写真に示すとおり、「夏囃子」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (63) 次の写真に示すとおり、「鬼締め」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (64) 次の写真に示すとおり、「青華」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (65) 次の写真に示すとおり、「Island TRIPPER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

3 施行期日

平成30年11月30日